

令和3年度最先端ロボットプロジェクト推進事業業務委託に係る
公募型プロポーザル募集要項

令和3年5月18日

発注者 神奈川県知事
黒岩 祐治

1 委託事業の名称

令和3年度最先端ロボットプロジェクト推進事業業務委託

2 委託業務の内容

(1) 事業の目的

本県では、平成25年度から地域活性化総合特区「さがみロボット産業特区」の取組により、全国に先駆けて生活支援ロボットの实用化・普及に取り組んできました。

また、新しい生活様式の実践が提唱されている中、生活支援ロボットを活用することは、人との接触を減らすことなどの面において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止にも有用な取組です。

これらの取組の効果を高め、加速していくためには、これまで以上に、県民生活の課題解決に資するロボットの实用化に取り組む必要があります。

そこで、これまでの取組を通じて形成してきた特区内市町や関係団体、ロボット関連企業、施設等とのネットワークや実証実験等の实用化・普及に向けた取組にかかるスキル・ノウハウなどを活用し、県民生活への影響、発展性、注目度などに優れた最先端の生活支援ロボットプロジェクトを推進することとし、その実施を委託します。

「さがみロボット産業特区」の取組についての詳細は、下記の県ホームページをご覧ください。

⇒ さがみロボット産業特区ホームページ

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/sr4/cnt/f430080/index.html>

<https://sagamirobot.pref.kanagawa.jp/>

(2) プロジェクト募集テーマ

- ① 新型コロナウイルス感染症対策に有効なロボットプロジェクト
- ② その他、社会課題の解決を目的とするロボットプロジェクト（産業用ロボット、自動運転バス、ロボットハウスを除く）

(3) プロジェクト内容について

以下の①～④の全てを満たすプロジェクトとしてください

- ① 概ね3年以内（令和5年度末まで）に商品化（ロボットやロボットを活用したサービス等が商品として取引され得るものにする）が見込まれるプロジェクトであり、委託期間内に、商品化に向けた開発工程の中で一定の開発目標（試作機の完成、コアとなる要素技術の確立やその特許出願、実証実験の実施など）を設定し、その達成が可能であること。

令和2年度に採択されたプロジェクトについては、概ね2年以内（令和4年度末まで）に商品化（ロボットやロボットを活用したサービス等が商品として取引され得るもの）が見込まれるプロジェクトであり、委託期間内に、商品化に向けた開発工程の中で一定の開発目標（試作機の完成、コアとなる要素技術の確立やその特許出願、実証実験の実施など）を設定し、その達成が可能であること。

- ② プロジェクトによる実証実験を、さがみロボット産業特区の区域内（相模原市、平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町、愛川町）で実施すること。
- ③ 実証実験を行う際は、感染症拡大防止の観点から、必要な対策を講じること。
- ④ 令和3年度において、本事業以外に、同一団体が同一内容で、国や公的機関の他の開発委託や開発補助金を受けているプロジェクトでないこと。

3 採択件数及び採択上限額

(1) 採択件数

1件

(2) 採択上限額

10,010,000円（申請額での採択を保証するものではありません）

4 参加資格

本プロポーザルの参加資格は、参加意思表明書の提出期限（提出期限の末日）から契約締結までの全期間に渡って、次の各号に掲げる要件を全て満たす者としてします。

- (1) 2法人以上で応募する場合は、プロジェクトメンバー（応募法人）の中から幹事法人を決め、幹事法人を代表者として、本募集に係る申請その他の必要な手続きを行うこと。
- (2) プロジェクトメンバーの全てが日本国内に住所を有し、国内法により設立された法人であること。
- (3) プロジェクトメンバーの中に県内に本店、支店または営業所（学校法人等の場合は主たる事務所または従たる事務所）を有する法人が含まれていること。
- (4) プロジェクトメンバーの全てが神奈川県による指名停止期間中でないこと。
- (5) プロジェクトメンバーの全てが地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 令和3年度最先端ロボットプロジェクト推進事業業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項及び仕様書に示す業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。

5 スケジュール

- | | |
|----------------|--------------------------|
| (1) 参加意思表明書の受付 | 令和3年6月4日（金）17時15分まで（必着） |
| (2) 質問書の受付 | 令和3年6月4日（金）17時15分まで（必着） |
| (3) 質問に対する回答 | 令和3年6月10日（木）（予定） |
| (4) 企画提案書の受付 | 令和3年6月22日（火）17時15分まで（必着） |
| (5) 審査会 | 令和3年7月上旬～7月中旬（予定） |
| (6) 選定結果の通知 | 令和3年7月下旬（予定） |

6 参加手続

(1) 参加意思表明書及び企画提案書等の様式の入手

参加に必要な様式は、県ホームページからダウンロードするか、産業労働局産業部産業振興課で受け取ってください。

(2) 参加意思表明書の提出

参加を希望する者は、必ず参加意思表明書（様式1）を提出してください。参加意思表明書の提出がない者の参加は認められません。

- ア 提出書類 参加意思表明書（様式1）
- イ 提出期限 令和3年6月4日（金）17時15分まで（必着）
- ウ 提出方法 郵送
- エ 提出先 産業労働局産業部産業振興課さがみロボット産業特区グループ

(3) 質問の受付及び回答

企画提案書の作成等に関する質問がある場合には、質問書を提出してください。

質問に対する回答は、全ての参加意思表明書の提出者に対して、電子メールにて行います。

- ア 提出書類 質問書（任意様式）
- イ 提出期限 令和3年6月4日（金）17時15分まで（必着）
- ウ 提出方法 E-mail kousin.renraku@pref.kanagawa.jp
※件名に【質問書：最先端ロボットプロジェクト推進事業】と明記してください。
- エ 提出先 産業労働局産業部産業振興課 さがみロボット産業特区グループ
- オ 回答日 令和3年6月10日（木）（予定）

(4) 企画提案書等の提出

別添企画提案書作成要領に基づき、企画提案書を作成のうえ、次の書類と併せて提出してください。

- ア 提出書類
 - ① 企画提案書（様式2、様式3、様式4、様式4-2、様式5、様式6）
 - ② 見積書（内訳明細を含む。任意様式）
 - i 宛名及び発行（提出）日を必ず記載してください。
 - ii 宛名は、「神奈川県知事」としてください。
 - iii 選定にあたっては、記載された見積額に当該見積額の10%に相当する金額を加算した金額によるので、提案書を提出する方は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載してください。なお、記載された見積額に当該見積額の10%に相当する金額を加算した金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた後に得られる金額により提案があったものとします。
 - iv 法人名、住所、代表者（役職、氏名、代表者印）を記載してください
 - ③ 直近2年分の決算書（写し）
※設立2年未満の場合は、経過年分の決算書及び直近月の合計残高試算表
 - ④ 申請日から3か月以内に発行された法人登記事項証明書（写し）
※大学や公的研究機関は不要。
- イ 提出部数
 - ①～③：10部（1部のみ正本とし、残り9部は複写で可とします。）
 - ④：1部
※③、④は全プロジェクトメンバーのものを提出してください。
- ウ 提出期限 令和3年6月22日（火）17時15分まで（必着）
- エ 提出方法 郵送
- オ 提出先 産業労働局産業部産業振興課さがみロボット産業特区グループ 首藤・土谷
※応募書類の分割提出はできません。

7 選定の方法

(1) 選定方法

- ア (2)の評価基準に基づき、外部委員等で構成する審査会による審査を行い、審査員の合計

得点の平均点（少数第2位以下を四捨五入）が高い1件を採択します。ただし、最高点の提案が2つ以上ある場合や、同点の場合は、審査委員が協議のうえ決定します。

イ 審査委員の合計得点の平均点が60点未満のプロジェクトについては、順位のいかんに関わらず自動的に不採択とします。

ウ 審査は企画提案書及び提案者によるプレゼンテーションにて行います。実施方法はオンライン会議システムを予定しております。

エ 審査会開催日は、令和3年7月上旬から7月中旬を予定しておりますが、決定次第、様式1に記載の連絡先に連絡します。

オ プレゼンテーションにおける各社持ち時間は、「提案内容の説明15分、質疑応答15分（計30分）を予定しています。

カ 説明方法については特に定めはありませんが、企画提案書の内容に沿って説明していただき、その後、審査委員からの質疑を行います。なお、企画提案書以外の資料を配付することは不可とします。

キ 応募者多数の場合は提出書類に基づく予備審査を実施し、予備審査の通過者のみを本審査の対象とします。

(2) 評価基準

項目	審査の視点	配点
①県民生活への貢献度	商品化された場合に、県民生活に与えるインパクトや貢献度は大きいのか。	10点
②先進性、発展性	県内に留まらず、全国や世界をマーケットに出来る先進性・発展性が見込まれるプロジェクトであるかどうか。	15点
③事業化の見込み	事業化に向け、市場・マーケットの分析や販売価格の設定、販売体制の構築、知財戦略などの諸検討がなされており、相当程度に事業化の見込みがあるか。	20点
④ユーザーのニーズに沿った開発	ロボットの活用が見込まれる現場でのユーザーの意見や具体的な課題を把握しており、その解決策として適切なロボットの商品化を目標とするものか。また、ユーザーの意見を取り入れやすいプロジェクト内容になっているか。	20点
⑤開発計画の妥当性	商品化に向けた具体的な開発計画が策定されており、現実的な内容・スケジュール・体制となっているか。	10点
⑥開発計画における実証実験等の実施と安全性の確保	開発計画に、ロボットを実際に活用する現場での実証実験やユーザーテスト等を取り入れているか。 また、実証実験やユーザーテスト等の実施にあたり、安全性確保に十分な配慮がなされているか。	10点
⑦開発に関する特許・ノウハウ・技術等の優位性	商品化を目指すロボットの開発に関し、優位性のある特許やノウハウ・技術をプロジェクトメンバーが保有しているか。	5点
⑧県内中小企業への参画状況	プロジェクトメンバーの中に県内に本店を有する中小企業が参画しているかどうか。	2点

⑨ 中小企業を含めた県内企業との連携	商品化前、商品化後に県内企業とどのような連携が可能であるか。(例：技術提案の機会を設ける、サービスの運用・保守を地域企業と連携する等)	3点
⑩ 見積額について	適切な積算に基づく妥当な見積か	5点
計		100点

(3) 参加が無効となる場合

参加意思表明書及び企画提案書が次の項目に該当する場合には、参加を無効とする場合があります。

- ア 提出期限、提出先及び提出方法が適合しないもの。
- イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ウ 虚偽の内容が記載されているもの。

(4) 選定結果の通知

令和3年7月下旬まで（予定）に通知します。

8 業務委託の契約手続

次のとおり、業務委託の契約手続を行います。

- (1) 選定された提案者は、発注者と別途協議を行い、協議が整った場合には、契約締結となります。
- (2) 契約の際に提案内容を一部変更することがあります。
- (3) 選定された提案者との協議が整わない場合は、提案次点者と、同様の契約手続を行います。

9 支援内容や契約形態等

- (1) 幹事法人の定めを含むプロジェクトメンバーの役割分担に関する協定等を提出のうえ、発注者と幹事法人の間で、令和4年3月25日（金）を終期とするプロジェクトの成果を定めた単年度委託契約を締結します。
- (2) 契約額は10,010,000円を上限として発注者が決定した額とします。
- (3) 採択されたプロジェクトは、県を事務局とし外部有識者等で構成される最先端ロボットプロジェクト推進委員会より、次の支援を受けられます。
 - ア 実証実験実施場所の探索・調整
 - イ モニター公募
 - ウ 公開実証実験やイベントなどを通じたPR支援
 - エ 専門家により技術改良支援や優れた技術を持つ地元企業の紹介
 - オ 総合特区制度・国家戦略特区制度の枠組みに基づく規制緩和の提案 等

10 委託事業費の対象となる経費の取扱い

- (1) 委託事業の対象となる経費（以下「委託事業費」という。）は、プロジェクトの推進に必要な経費のうち、〈別紙〉のとおりとします。
- (2) 委託事業費は、委託事業終了後、発注者が指定する職員による検査を経た後に、委託契約額を上限に、幹事法人に支払います。幹事法人はプロジェクトメンバーに委託事業費を適切に分配してください。

- (3) プロジェクトの進捗状況に応じて、委託契約の変更や、委託事業費を減額することがあります。
- (4) 次のいずれかに該当する場合は、委託契約の全部もしくは一部を解除します。
 - ア 委託契約に基づく発注者の指示に違反した場合
 - イ 天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに委託事業を完了しないとき又は完了期限までに委託事業を完了する見込みがないと発注者が認めたとき。
 - ウ 許可、免許、登録、又は各種の資格が必要な委託事業については、その許可等が取消し、又は抹消されたとき。
 - エ 受注者が正当な事由なく解約を申し出たとき。
 - オ 本契約の履行に関し、受注者並びにその使用人等に不正の行為があったとき。
 - カ 前各号に定めるもののほか、受注者が委託契約の規定に違反したとき。

11 委託成果の取扱い

- (1) 本委託業務の実施により製作したロボット等の所有権は、プロジェクトメンバーに帰属します。
- (2) 本委託業務の実施により発生した、特許権や実用新案権、意匠権、商標権またはこれらの権利を受ける権利（以下、「知的財産権等」）は、プロジェクトメンバーに帰属します。ただし、次のいずれかに該当する場合は、発注者に当該知的財産権等を無償で譲り渡していただきます。
 - ア 委託契約終了後、プロジェクトメンバーが当該知的財産権等を相当期間において活用せず、かつ発注者が当該知的財産権等の活用を促進するために特に必要があると認める場合に、第三者に無償で当該知的財産権等を使用させることを許諾しない場合
 - イ 発注者が、災害への緊急対応等、公共の福祉のために第三者にも使用させる必要があると認め、その理由を明示して求めるときに、無償で発注者が当該知的財産権等を使用すること、又は第三者に使用させることを許諾しない場合

12 成果の報告及び公表等

- (1) 委託契約締結の前後に、申請者の名称、採択プロジェクトの名称・概要を公表します。（採択プロジェクトの名称や概要を非公表とすることはできません。）
- (2) 委託期間中、発注者の求めに応じて、委託事業の進捗及び委託事業費の使用状況について中間報告を行っていただく場合があります。また、委託事業完了後、直ちに委託事業完了届に、収支決算書及び成果報告書を添付のうえ発注者に提出し、発注者の指定する職員の検査を受けていただきます。
- (3) 委託事業の成果について、発注者が実施する事業報告会等での発表や、発注者が作成する成果報告集等への掲載を求める場合があります。この際、発注者の委託事業費を使用して実施した開発内容については、原則公開していただきます。

13 留意事項

- (1) 参加に係る経費は参加者の負担とします。
- (2) 提出された書類は、原則として返却しないものとします。
- (3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。ただし、提案書の記載事項に軽微な不備があった場合及び不足書類があった場合については、別途指示します。
- (4) 提出された書類は、選定以外の目的には、無断で使用しないものとします。
- (5) 選定後、参加者名等は公表しますが、審査結果については、採用者以外は特定されない方法で公表します。
- (6) 発注者が、企画提案書等の作成に当たって必要となる資料等を配付した場合には、その資料等は、発注者の了解なく公表又は使用することはできません。

- (7) 発注者との調整の中で企画提案内容の変更等があり得ます。それに伴う仕様の変更等については、必要に応じて発注者と協議のうえ、対応することとします。

14 問合せ先

〒231-8588（住所の記載を省略できます。）横浜市中区日本大通1
神奈川県産業労働局 産業部 産業振興課 さがみロボット産業特区グループ
担当 首藤・土谷（しゅとう・つちや）
電話 (045) 210-5652（直通）
E-mail kousin.renraku@pref.kanagawa.jp

対象経費一覧表

実証実験に要する費用
<p>【安全対策費（保険料・機器試験料等）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険（※1）の加入に係る経費（原則として加入必須。受注者は、安全に実証実験を行うことができるように、適切な賠償責任保険に加入すること） ・ロボットの技術的な安全試験に係る経費（専門機関等に外注する場合に限る。） <p>【謝礼等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実証実験に協力したモニターへの謝礼（謝金、その他物品を含む。） ・実証実験に協力した施設、施設職員への謝礼（謝金、その他物品を含む。）、人件費等 <p>【会場使用料等】</p> <p>実証実験の実施場所となる施設の使用に係る経費 （プロジェクトメンバー所有の施設は対象から除く）</p> <p>【機器賃借料】</p> <p>実証実験の実施に必要な不可欠な機器やロボットのレンタル費用 （プロジェクトメンバー以外の第三者（会社法上の親会社、子会社は除く）から賃借する場合に限る）</p> <p>【保安員人件費】</p> <p>実証実験の実施場所において人・車両の誘導を行う保安員の配置に係る経費 （警備会社等に外注する場合に限る。プロジェクトメンバーの従業員・学生等を保安員として雇用する費用は支援対象としない。）</p> <p>【ロボット運搬費】</p> <p>実証実験の実施場所までロボットを運搬する車両のレンタル等に係る経費</p> <p>【申請・審査手数料】</p> <p>道路使用許可申請、倫理審査（※2）など、実証実験の実施に必要な申請・審査に係る経費</p> <p>【環境整備・工事費】</p> <p>実証実験の実施場所にロボットを設置する工事に係る経費 実証実験実施に必要な環境整備経費</p> <p>【調査費】</p> <p>実証実験に必要な各種調査費</p> <p>【その他】</p> <p>上記以外で実証実験実施に必要な経費（感染症拡大防止対策に係る費用を含む）</p>
開発関係経費
<ul style="list-style-type: none"> ・原材料・副資材の購入費 ・工具・器具・資料等の購入費（5万円未満（税込）のものに限る） ・機械装置等のリース料（リース契約終了後に所有権が移転するものは購入費とみなし、5万円未満（税込）のものに限る） ・外注加工費 ・ソフトウェアの改良費 ・その他

調査・宣伝に要する費用

- ・ 特許及び実用新案等の調査・取得に要する費用（弁理士等への謝金を含む）
- ・ ニーズ・市場・マーケットの調査に要する費用
- ・ 広告宣伝費（展示会・見本市等への出展費用を含む）
- ・ その他

その他経費

- ・ 旅費・交通費（委託事業の推進を目的にするもので、出張報告書等により出張・旅行目的が確認できるものに限る。）
- ・ 人件費（委託事業費総額の40%を上限とする。支援事業に従事した分に限り、支援事業に専属でない場合は、従事時間で按分等して算出した額とする。また、雇用契約書、給与明細・賃金台帳、勤務日報等により、補助事業に従事した部分の金額と勤務内容が確認できるものに限る。なお、法人代表者及び役員（監査役含む）本人または当該者と生計を一にする家族にかかる人件費は対象とならない。）
- ・ 間接経費（委託事業費総額の10%を上限とする。）

※1：実証実験に起因する事故に係る第三者に対する損害賠償責任保険

※2：人を対象とした実証実験を実施する場合の人への影響や個人情報の取り扱い等に関する審査

○ 注意事項

- ・ 発注者との委託契約の締結に要する費用、実証実験使用機器の購入費用、振込手数料、大学受託研究収入等に係る未払消費税、会社運営全般にかかる費用（施設賃借料や総務事務）は経費対象外。
- ・ 対象経費は、原則として、事業採択日以降、令和4年3月25日までに支払いが完了したものに限り、
ただし、委託期間中に発生し、かつ、その経費の額が確定しているものであって、委託期間中に支払われていないことについて相当の事由が認められるもののうち、その支払期限が委託期間終了日の翌月末日までのものについては、例外的に対象経費として認める。
（相当の事由の具体例）
 - ・ 人件費
 - ・ 令和3年度最先端ロボットプロジェクト推進事業業務委託契約書に定める委託業務実績報告書及び委託業務収支決算書の作成費用
 - ・ 事業の進捗上緊急を要し、委託期間の終了直前に経費が発生したが、経理処理の都合上、委託期間中の支払いが困難なもの